

第6回 南白亀川流域委員会 速 記 録

平成 18 年 1 月 26 日

南白亀川流域委員会事務局

目 次

1、開会挨拶	1
1、委員紹介	2
1、委員長挨拶	3
1、配付資料の確認と議事の進行手順について	4
1、議 事	
(1) 第5回委員会における意見の確認	5
(2) 河川整備計画（原案）について	14
(3) 整備計画立案後のフォローアップについて	21
(4) 規約の改正について	36
1、そ の 他	37
1、閉 会	39

開 会 挨拶

○司会 定刻となりましたので、ただいまから第6回南白亀川流域委員会を開催させていただきます。

本日は、皆様、お忙しい中をお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます千葉県長生地域整備センターの斉藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、事務局である長生地域整備センター所長の吉野より御挨拶申し上げます。

○吉野長生地域整備センター所長 ただいま御紹介いただきました長生地域整備センターの所長の吉野でございます。

本日は、大変お忙しい中、また、寒い中、石川教授を初め各委員の皆様方には御出席いただきまして大変ありがとうございます。

おかげさまで南白亀川の河川整備計画も順調に遂行しているところでございます。

さて、本委員会は、平成9年の河川法の改正を受け、河川整備計画を平成12年度から治水、利水、環境をテーマに東京工業大学の石川先生を委員長に14名の委員の皆様により計画の策定を進めているところでございます。

昨年までに河川整備計画の素案を提案いたし、各委員から意見をいただき、検討及び修正を追記し、今回の第6回の委員会の運びとなったところでございます。

さて、今回の委員会は前回の委員の意見の確認をさせていただき、河川整備計画の原案の策定を進めたいと考えております。その中で河川整備計画の立案後のフォローアップをどのように進めていったらよいかという課題があり、作業部会の設立につきましても検討したいと考えております。特に流域の市町村や地域の方々との連携を図りながら進めていく必要があると考えておりますので、本日は別添の提案によりまして委員の皆様方の御意見や御指導を賜りたいと思いますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

最後に、本委員会がスムーズに実施されますことをお願いするとともに、本会のますますの御発展と本日御列席の皆様方の御健勝を御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、開催に当たりましての挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

委 員 紹 介

○司会 では、本日御出席の委員の方々を紹介させていただきます。なお、御紹介は委員会規約2枚目の委員名簿順にさせていただきます。

(委員長以下、順番に委員を紹介)

○司会 以上で委員の方々の紹介を終わらせていただきます。

次に、事務局の紹介につきましては、お手元の座席表にてかえさせていただきます。

なお、昨年の第5回委員会においても説明させていただきましたが、本開催より事前に市町村の広報紙等を用いた広報を行い、傍聴の希望がある場合には認めております。委員の皆様には御理解のほど、よろしくお願いします。

委 員 長 挨 拶

○司会 それでは、ここで当委員会の委員長であります石川先生より御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石川委員長 本日は、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

第6回の委員会ということですが、回数は6回ですけれども、その間、事前の打ち合わせその他、非常に労力を事務局の方におかけしておりますが、きょうその成果の取りまとめをしたいと考えております。

御承知のように、こういった河川の整備計画は今全国的に国の川でも県の川でもあちこちでやられているわけですが、この委員会はその中でかなり特色があるだろうと思っております。普通は役所といいますか、河川管理者がつくった案を若干修正して、1、2年ぐらいで決めてしまう。それも河川管理者がどういう工事をするかというようなことを主体に案がつくられるわけですが、こちらの南白亀川というのは地域に非常に密着した、その生活や仕事に関連の深い川であることから、かなり時間をかけていただいて、委員の方にはその地域として何ができるんだということたくさん御意見をいただいております。その結果、きょう審議していただく案というのは、通常のほかの河川と違いまして、市町

村、それから地域の中のいろんな団体、あるいは学校も含めて自分たちの地域の川をこれからどういうふうに維持管理し、利用していくかということがかなりたくさん書かれております。そういう意味で多分住民が参加しながら地域社会をつくっていくという今の時代の流れの最先端にあるような計画書であろうと思いますが、きょうはそれを御審議いただいて、さらにもんでいただきまして成案としたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○司会　ありがとうございました。

配付資料の確認と議事の進行手順について

○司会　続きまして、本日の配付資料と議事の進行手順について説明させていただきます。

まず配付資料についてですが、お手元の資料をごらんください。

本日の座席表、議事次第、委員会規約、規約改正案が1部ずつございまして、それから緑色の紙ファイルにとじた説明資料が1冊ございます。紙ファイルの中には資料－1から4と参考資料－1と2をとじております。それぞれインデックスで分けて整理してございます。

あと、D委員様の資料ですが、タイトルは資料の右上に書いてございます。ちょっと読み上げます。「メール本文」が1部、「九十九里平野、地盤沈下．doc」と書いたものが1部、「大阪湾再生．doc」が1部、「7月24日に__EMニュース．doc」が1部、以上です。

もし資料に御不足がありましたらおっしゃってください。

特にございませんか。

続きまして、本日の議事進行の流れを説明させていただきます。お手元の議事次第をごらんください。

本日の委員会の議事は4つございますが、これらの議事に先立ちまして、まず参考資料－1を用いまして、これまでの南白亀川流域委員会の検討経緯と整備計画立案までの流れについて説明させていただきます。

続けて、議事の1つ目、第5回委員会における意見の確認について、資料－1を使って説明させていただいて、ここまですで1度委員の皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

次に、議事の2つ目、河川整備計画原案についてですが、前回の第5回委員会において提示させていただきました整備計画素案について、その場で委員の皆様からいただいた御

意見と今回の委員会前に事前に石川委員長から御指導いただいた内容を踏まえまして、今回事務局で修正した整備計画原案を用意いたしました。その修正した整備計画原案については今回の資料－３に提示してございますが、ここでは修正前と修正後の整備計画を見開きで整理した資料－２を用いてその変更点を中心に説明させていただいた後、委員の皆様から御意見を伺いたいと考えております。

次に、議事の３つ目、整備計画立案後のフォローアップの流れについてですが、今回の第６回委員会をもちまして南白亀川の河川整備計画の原案が一通り固まることになるわけですが、整備計画の中にも明記しますとおり、ここに記載している整備内容を今後２０年間の目標に実施していくことになります。その整備の実施状況や整備効果について今後どのようにモニタリングをしていくのか、そのフォローアップ方法について資料－４を使って説明させていただき、ここでも委員の皆様から御意見を伺いたいと考えております。

最後に、議事の４つ目として、整備計画立案後のフォローアップを踏まえた委員会規約の変更点について別紙の委員会規約を用いて説明させていただきます。

本日の議事進行の流れについては以上でございます。

では、これから議事の進行につきましては委員長の石川先生にお願いしたいと思います。石川先生、よろしくお願いします。

議 事

（１）第５回委員会における意見の確認

○石川委員長　それでは、お手元の議事次第の順番に従って進めたいと思います。

まず議事の１つ目は、第５回委員会における意見の確認でございますが、事務局から御説明をお願いします。

○事務局（長生地域整備センター）　事務局の長生地域整備センターの調整課の関野と申します。私の方から提案について御説明申し上げます。着席して説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の１つ目、第５回委員会における意見の確認について御説明をさせていただきます。お手元の緑色のファイルの中ほどにとじてございます参考資料－１「南白亀川水系河川整備計画 策定フローチャート」というものがございますので、お開き願いたいと思います。これまでの委員会の経緯と今後の整備計画立案までの流れを整理しており

ます。

このフローを見てのとおり、一昨年平成 15 年度第 4 回委員会までに治水、利水、環境の整備目標、整備内容についてそれぞれの議論していただき、それぞれの委員会において意見を踏まえて、昨年の第 5 回委員会、平成 16 年度でございますけれども、第 5 回委員会において河川整備計画の素案を提示させていただきました。この整備計画素案に対して前回の委員会におきまして委員の皆様方からいただいた意見を踏まえて修正した整備計画原案の内容について本日の委員会の中で説明させていただきまして、後ほど御意見をいただきたいと思いますと考えております。

さらに、本日の委員会における御意見を踏まえて、事務局で修正作業を行いまして、最終的な南白亀川水系の河川整備計画を立案したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

整備計画の立案までの流れに関する説明は以上でございます。

続きまして、第 5 回委員会における意見の確認について、このファイルの先頭にとじております資料－ 1 により説明させていただきますので、資料－ 1 をお開き願いたいと思います。

A 3 の 3 枚ものの表形式になっておりまして、左の列に第 5 回委員会における発言に対する意見を整理してございます。真ん中の列にそれらの意見に対する当日の事務局の回答を記載しております。また、これらの意見を踏まえた事務局の対応方針につきまして一番右側の列に青字で記載いたしました。さらに、この事務局の対応方針に基づきましてどの資料のどこにどのように記載しているかを黒字で具体的に表示させていただいております。これらの意見に対する対応の詳細につきましては、議事の 2 及び 3 の中で説明させていただきますと思います。

それでは、資料－ 1 の内容について順次説明させていただきます。

第 5 回委員会における意見としては大きく分けまして 6 つございまして、水質問題、生物の生育環境について―― 2 ページ目にあります。植生管理について、ゴミ問題、地域連携、部会の位置づけということで、以上の 6 つがございます。

まず最初の 1 つ目の水質問題に関して主な意見を順番に読み上げさせていただきます。

一番最初の 1－ 1 ページの左上をごらんください。水質問題に関する 1 つ目の意見といたしまして、水質浄化に関しては、全国的に実績のある EM 菌という有機微生物を使うようなことも試みてはどうかという意見がございました。

次に、EM菌の有機微生物の活用に関しては、アオノリや他の魚介類への影響等、十分に検討した上で行ってもらいたいという意見がございました。

3つ目の意見としては、水質浄化に関しては、地域でそれなりの対応方針を立てて、浄化の計画を具体的につくっていくということが必要になってくるという意見がございました。

4つ目の意見として、EM菌という具体的な提案があったが、よく生物の問題で外来種がやり玉に上げられているが、在来の環境にどこまで外のものを取り込めるか、効果や弊害等、今後の調査研究成果を見ながら導入の是非を考えていく必要があるという意見がございました。

5つ目の意見としましては、もとはと言えば住民が排出した排水で汚した河川の水を税金を使ってきれいにしなくてはならないというのは非常に残念である。もう少し住民一人一人に問題を認識してもらうためにもアピールするような運動を展開していく必要があるのではないかという意見がございました。

以上の意見に対しまして、当日の委員会において事務局から回答させていただいた内容は真ん中の列に記載してございますが、水質問題等、環境に関する問題に関しましては、本筋については整備計画の中に盛り込ませていただきますが、それを具体的に進めるための対策、市町村や地域で行わなければならないこと等については部会の中で検討していき、その中で整備計画に反映すべき事項についてフィードバックしていきたいと考えておりますと回答させていただいております。

これらの第5回委員会における意見を踏まえた今回の事務局の対応方針を一番右側に青字で記載してございます。その対応方針としては、水質問題については、沿川市町村からの流入水質の改善が必要不可欠です。したがって、流域市町村は河川管理者と協働で下水道や合併処理浄化槽の整備等、汚濁負荷軽減対策を実施していくとともに、今後のフォローアップについて対策の実施率のモニタリングを行っていきます。また、対策の効果について、沿川市町村や市民団体が実施する水質観測結果等をモニタリングするとともに、環境教育の一環として地元の小学校等で簡易水質調査を実施してもらうなどの働きかけを行っていくことといたしました。

また、この対応に関する具体的な内容については、議事の3番目、整備計画立案後のフォローアップについての中で資料－4によりまして説明をさせていただきたいと思います。

また左の方に戻っていただきまして、水質問題に関する6つ目の意見といたしまして、

大きな河川を浄化するにはお金もかかるので、河川に流れ込む各市町村の排水路の水質のチェックポイントを設けることにより、汚水が出されている地域を限定して、そこをみんなで改善していくような方法はどうかという意見がございました。

また、7つ目の意見としましては、内谷川の水質データはないのかという意見がございました。

これに対して、真ん中の列の事務局の回答でございますが、南白亀川水系の水質調査は第5回の委員会で提示いたしました、県の環境部及び改修期成同盟会で実施しているデータがございます。現在調査されていない地点につきましては、今後どういった体制で調査していくべきかについても今後立ち上げる部会の中で検討していくべきと考えておりますと回答させていただいております。

これらの意見に対する具体の対応ですが、後ほど議事の2番目、河川整備計画原案についての中で詳しく説明いたしますが、整備計画原案の中の2-4-2、これは3番の6ページに記載してございますけれども、「河川環境の整備と保全に関する事項」、この項目の中において、より適切な水質管理に向けて、必要に応じて水質観測地点の見直しを行っていくと、その旨を記載してございます。

また左の方に戻っていきまして、8つ目の意見といたしまして、水質に関して具体的な数値目標を住民に対して積極的に広報していったらどうかという意見がございました。

これに対しまして、真ん中の列の事務局回答ですが、水質目標に関しては、基準地点において環境基準を満たすためには今後どれくらいの流出負荷量を抑制しないといけないのか、具体的な数値目標を整備計画の中に記載させていただきました。この数値目標を具体的に実現するための実行計画を今後部会の中で検討して、この委員会の中にフィードバックしていくと回答させていただいております。

また、整備計画の原案への記載についてですが、一番右側の列に記載しておりますとおり、整備計画原案の中の3-3項、これは原案の中の14ページに記載してございますが、「河川の整備を総合的に行うための重要な事項」、この項目におきまして水質調査を地元と連携して行うなどのソフト施策の充実により、住民一人一人の意識の向上を図り、流域全体の環境美化に取り組む仕組みを構築する旨を記載いたしました。

次、資料-1の次のページをめくっていただきたいと思います。大きな2つ目の意見といたしまして、生物の生育環境に関する意見がございました。一番左側を読み上げさせていただきますと、河岸植生に関して、雑草等の管理が大変だと思うが、河川沿いを散策す

る人のための緑陰、野生生物の移動のための緑の回廊といった工夫はないかという意見がございました。

これに対する今回の事務局の対応方針でございますが、一番右側に青字で記載いたしましたが、河川の生態系は河道内だけで形成されるものではなく、流域全体の自然環境の中でさまざまな生物生育環境を形成しています。したがって、南白亀川沿川の河畔林や水田の保全など、流域の土地利用規制に関わる対策については、市町村と協働で行っていくことといたしました。この意見を踏まえた整備計画原案への具体的な記載については、後ほど議事の２番目の河川整備計画原案についての中で御説明をさせていただきます。

次に、３つ目の意見といたしまして、植生管理に関する意見ですが、河川敷の草刈りについては、地域の人たちと行政で費用負担を含めた協定等しっかりとした仕組みをつくる必要があるという意見と、大網駅前でリュウノヒゲの試験施工をしているが、湿潤・乾燥に強く、メンテナンスもかなり縮減できそうなので、こういったものを計画に盛り込んでいってはどうかという意見がございました。

これに対する当日の委員会における事務局の回答でございますが、真ん中の列に記載してありますとおり、維持管理の問題につきましては、さきの水質問題同様、具体的な対策等については部会の中で検討していき、その中で整備計画に反映すべき事項については流域委員会の方にフィードバックしていきたいと考えておりますというふうに回答させていただいております。

また一番右側の列の事務局の対応方針でございますが、草刈りや植栽等の植生管理行為については、市民団体や住民と協働で実施していくものとし、県や市町村は道具の貸し出し等の支援を行っていくということといたしました。

これについても整備計画原案への具体的な記載内容については、後ほどの議事の２番目の河川整備計画原案についての中で説明いたしますが、３－３項、これは１４ページに記載してございますが、「河川の整備を総合的に行うための重要な事項」の項目の中で住民やボランティア団体へ器具の貸し出しを行い、堤防除草を支援する体制を整える旨を記載いたしております。

次の４つ目の意見といたしまして、ゴミ問題でございますが、まずゴミを捨てさせない啓発活動ということに関しまして罰則を設けるというような厳しさがなければなかなか徹底されないのではないという意見がございました。また、釣り人の捨てる釣り針、釣り糸などのゴミが野鳥などの野生生物に対して影響があるという意見。それから、ゴミ投棄や

排水の問題は、河川行政の問題というよりは地域の問題であるが、地域の問題も含めて河川整備計画の中で明確にしないと、その後の対応ができないので、基本的なところは記述すべきであるという意見がございました。

これらの意見に関しまして、事務局の当日の回答でございますが、ゴミ問題については本筋については整備計画の中に盛り込ませていただきますが、それらの具体的に進める対策、市町村や地域で行なければならないこと等については部会の中で検討していき、その中で整備計画に反映すべき事項については流域委員会の方にフィードバックしていきたいと考えておりますというふうに回答させていただいております。

また、一番左側の列に戻っていただきまして、ゴミ投棄の問題に関して実際に罰則を設けてどれくらい効果がありそうか、事例があれば教えてほしいという意見がありました。それらは罰則そのものというよりも、もし罪を受けたら格好悪いとか、気まずいなどと考えるようになり、抑止効果が期待できるという意見がございました。

これらの意見に対して、真ん中の列でございますが、東京都のタバコのポイ捨て対策等、テレビで見る限りでは何かしらの実際に効果があるようだと回答させていただきました。

以上の意見に対しまして、今回の事務局の対応方針ですが、青字で記載してありますとおり、ゴミ問題については、ゴミを捨てさせない対策と、既に捨てられているゴミの処理対策、ゴミを拾うことが考えられ、どちらも流城市町村の協力が必要不可欠です。前者については小学校等に環境学習などの河川愛護精神の育成、後者については市民団体や住民ボランティア等の協働によりゴミ拾いが考えられ、県や市町村は情報提供や道具の貸し出し等の支援を行っていきます。

また、罰則については、今回の作業部会において実際のモニタリングを踏まえて議論していくものとして、必要に応じて各市町村で罰則の施行を考えていくことといたしました。

これについても整備計画原案への具体的な記載については後ほどの議事の2番目で河川整備計画原案の中で説明いたしますが、3-3項の中で「河川の整備を総合的に行うための重要な事項」において、ゴミの不法投棄に関しては教育現場から啓発を行うために教育委員会と連携を図り、ゴミ拾い活動を行う旨を記載してございます。

次に、1枚めくっていただきまして、1-3ページの左側をごらんになっていただきたいと思います。5つ目の意見といたしまして、地域連携に関する意見がございました。

1番目、一番左の列の意見ですが、水質に関しては改修期成同盟会のデータがあるということで、官民両方のデータがある。このような地域の中で活動されている団体の情報の

共有が重要であるという意見。それから、小中川をきれいにする会では、学校の子供たちと一緒に川の生物指標をもって汚れぐあいを調べたり、ゴミ拾いをする等の活動をしている。小学校くらいの段階から自然環境を守ることの重要性を教えるような環境教育も重要であるという意見がございました。

これらの意見に対しまして、事務局の回答ですが、現在データのない地点については、今後こういった体制で調査していくべきか等についても今後立ち上げる部会の中で検討していくべきであると考えておりますと回答させていただきました。

以上の意見に対しまして、今回の事務局の対応方針でございますが、これまで出てきた水質問題やゴミ問題、それから植生の維持管理等については流域市町村と協働、あるいは市民団体や住民主体の実施可能な対策が幾つかあります。また、小学校における環境教育の河川愛護精神の育成によりまして、これらの問題ができる限り発生しないような雰囲気づくり、仕組みづくりが有効です。今後はこのような河川管理者以外が主体となっていくことが可能な対策を積極的に実施していくものとして、県はそれらの対策に対して道具や情報、人材等の支援を行っていきます。また、今後のフォローアップ委員会において対策の実施状況やその効果に関するモニタリングを行っていくということといたしました。

また、整備計画原案への反映につきましては、議事の2番目、河川整備計画原案についての中で説明いたしますけれども、今回新たに「はじめに」という前書きを設けまして、川づくりの計画・実施段階から維持管理に至るまで、沿川自治体や地域住民が積極的に参画していく旨、今後の河川づくりのあり方に関する基本方針を明記することとしまして、3-3項の中で「河川の整備を総合的に行うための重要な事項」において教育現場からの啓発を行うために教育委員会と連携を図って水質調査やゴミ拾い活動を行う旨を記載しております。

最後に、3ページ目の一番下になりますけれども、6つ目の意見といたしまして、委員会規約の中の今後の作業部会の位置づけに関しまして、環境問題等を議論する部会について、規約の中で、本流域委員会の下部組織として明確に位置づけた方が運営しやすいのではなという意見がございました。

これに対して当日の委員会の中では、部会は流域委員会の下部組織という位置づけではなく、あくまで関係市町村主体で組織していただき、もし流域委員会の中で部会に諮るべき問題が出た場合に、例えば部会に対して意見を求めていくといった形になろうかと考えておりますと回答させていただきましたが、立ち上げ当初は運営がスムーズにいかないこ

とが予想されます。そこで、今回事務局の対応方針といたしましては、フォローアップ部会については、将来的に河川管理者以外が主体となって、自主的に運営・展開していくことが理想であるが、当面は流域委員会の下部組織として位置づけて、部会の立ち上げや情報の提供、運営の補助、委員会事務局で支援していくということといたしました。

議事の1つ目の第5回委員会における意見の確認については以上でございます。よろしくをお願いします。

○石川委員長 では、今の事務局からの説明に対しまして御意見をお願いいたします。

D委員の御意見はどうでしょうか。ここで1回紹介をしておくのでしょうか。それとも各委員にお読みいただくということでもよろしいんですかね。

○事務局（長生地域整備センター） D委員さんから電子メールをいただいた件につきましては、議事の進行の途中でまた議長さんの意見をいただいて説明していきたいと思いますので、事務局から手を挙げさせていただきますので、よろしくお願いします。

○石川委員長 いかがでしょうか。

一応今までの主要な発言を整理いたしまして、前回の委員会で一応事務局から回答いただいたのですが、その場でお考えになった事柄で、後から考えてもう少し総合的に対応しようというようなことで、一番右側の対応方針というのがつくられているわけですが、いかがでしょうか。

○委員A 前回職場の行事で欠席してしまったのですが、今、自分に関係のあるような意見を目にしまして、1つだけ確認というか、質問をしたいと思います。

植生管理についてというところで、「河川敷の草刈りについては、地域の人たちと行政で費用負担を含めた協定等、しっかりとしたしくみをつくる必要がある」という、この件についてですけれども、委員を拝命しまして南白亀川の河川沿いに土手を全部歩いてみたのですけれども、あと、ほかの河川、例えば長柄の分水嶺を境にして内房の方に村田川なんていう河川もあって、ほかの川とも比較のために歩いてみたりしたわけですが、河川によって緑被率というか、かなり護岸工事がされて、緑のないような河川の堤もあるわけですが、どの辺が望ましいのかというのは地域で決まってくると思うんですが、ただし、草がというか、護岸工事がされていないと草刈りしないといけないわけですね。私の住んでいる南白亀川の近くでは自治会の方に市町村ですか、補助のお金が出まして、年に2回ぐらい集まって除草作業をするわけですが、ですから、地域の人たちが除草している。ただし、その辺の金銭的な援助がされている仕組みがあって、地

域の人たちは時間を使わなければいけないのですけれども、何か大変なような気がするのですけれども、共同体の中での地域の付き合いというか、お互いに年に2度は合って一緒に草刈りをする。大変だと思っている人もいるのですけれども、プラスの効果もあるというふうに感じております。

それで、現状で南白亀川の堤に関してそういう形でやっている割合というか、一方では護岸工事をしてしまっているところもあると思うんですけれども、あるいは県というか、公的な人たちが、地域の人たちではなくて、除草しているところもあると思うんですけれども、結構都市化の進んだところに比べると地域の人たちが草刈りをしているように思うんですが、それをどの辺のレベルに持っていくのかというような考え方があるかどうかということですね。地域の人たちが隣組同士で年に1、2度草刈りをするということをやめてしまった河川もあると思うんですね。全部工事をしてしまって。でも、南白亀川は、私の意見としては幾らかでも自治会の人たちがやって、地域の共同体、地域の教育力というか、そういうのを保っていくような風土というか、あると思うんですけれども、その辺の緑被率と関係してくるような行事についてどうなっているかというようなことは、今すぐでなくてもいいのですけれども、ちょっと関心を持っております。

以上、はっきりとしたというか、わかりにくい話になってしまいましたが、前回欠席でしたので、一言だけ述べました。失礼しました。

○石川委員長 この議論は要するに南白亀川は今そういったことが実際にやられていて、地域と河川、人と河川が結びついた状況の中で、要するに地域が河川を管理していく環境が比較的整っているということから、それをよりシステム化していく中で河川を良好に管理することを考えたかどうかということなわけです。

ですから、これは具体的には先ほど前段で紹介がありましたように、場所ごとに状況が変わりますから、部会の中で各市町村の代表や地域の団体の代表の方の中で考えていってという、そういう方向で進んでいるので、今、目標として何か行政が緑被率は幾らだからどうこうということをぽんと要するに頭ごなしに決めるということではないということなんでしょうね。

また具体的には部会でいろいろ具体的に検討されたことがこの委員会にもまた流れてきて、その後のフォローアップの中で検討されるという予定でありますので、またそのときに具体的に御意見をいただければと思います。

ほかにございますでしょうか。

それでは、次に計画案について、より具体的に、それぞれの意見に対してこういうふう
文案を作成したという御説明がありますので、その議論の中でまたお気づきの点がありま
したら今の発言内容等についてまた御意見いただきたいと思います。

(2) 河川整備計画（原案）について

○石川委員長　では、2 番目の議題につきまして事務局の方から説明をお願いします。

○事務局（長生地域整備センター）　それでは、議事の 2 番目の河川整備計画原案につい
てを御説明いたしますので、お手元のファイルの資料－2、「南白亀川水系整備計画（素
案）からの変更点について」というファイルがございますけれども、そちらを使って御説
明させていただきます。

まず資料の関係でございますけれども、真ん中で左右見開きになっておりまして、左側
が昨年の第 5 回委員会において提示いたしました河川整備計画の素案でございます。右側
が今回修正いたしました河川整備計画の原案になっておりまして、その修正点につきまし
ては原案の中を赤字で示しております。

それでは、変更点を中心に順次説明させていただきます。

なお、この資料－2 を一通り説明させていただいた後にまた皆さんから御意見をいただ
ければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、表紙の右下に 2－1 ページというページを振ってございますけれども、そのと
ころからでございますが、タイトルの「素案」を「原案」というふうに変えました。また、
日付を「17 年 3 月」から、今回、今年度末の「18 年 3 月」に変更してございます。

次の 2－2 ページをお開き願いたいと思います。今回前段の文章といたしまして南白亀
川水系の河川整備計画立案後に当たっての基本理念を追加させていただきました。

文章の構成といたしまして、最初に河川整備計画立案の社会的な背景を記載いたしまし
て、中ほどに南白亀川における河川整備計画の検討経緯を記載いたしました。そして最後
に、河川整備計画に基づく今後の南白亀川の川づくりのあり方についての基本的な理念を
書かせていただきました。

一読させていただきますと、

我が国の河川制度は、明治 29 年に旧河川法が制定されて以来、幾たびかの改正を経

て現在に至っており、平成9年の河川法改正では、環境に関する近年の国民のニーズの増大等を踏まえて、「治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備」を目的として謳っております。

また、河川整備の計画について、河川整備の基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）と具体的な河川整備に関する事項（河川整備計画）に区分し、後者については、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続きを導入することとなっています。

このような背景を踏まえて、南^な白^{はく}亀川水系では、学識経験者や地元代表者による「南白亀川流域委員会」を組織し、平成13年2月より計6回の委員会を経て、本河川整備計画（原案）の立案に至りました。

本計画で定めた整備目標については、今後もその達成状況に関するモニタリング（フォローアップ）を継続して行い、流域の社会状況等の変化や新たな知見・技術の進捗等に応じて、適宜、計画内容の見直しを行っていきます。

今までは、社会資本整備の名のもとに河川管理者が主体となって治水工事や環境整備を行ってきましたが、経済構造の変化や河川利用の多様化、水質の悪化、ゴミの不法投棄など複雑化した河川環境の問題を河川管理者のみでは解決できない状況となっています。

元来、流域の水環境は流域住民の共有財産であり、その財産は皆で守っていくべきものです。そこで、流域自治体や住民が河川環境の保全に積極的に取り組み、主体となるべく新しい「川づくり」のしくみが求められています。

本計画では、これら流域全体で取り組んでいくべき事項について、川づくりの計画・実施段階から維持管理に至るまで、その役割分担を明確にするとともに、流域市町村や流域住民等が積極的に参画する「市民参加型公共事業」実現のための「場づくり」「しくみづくり」についても、今後の流域委員会の中でフォローアップしていきます。

というように、前書きを「はじめに」として今回新たに追加させていただきました。この内容に関する意見については資料－2を一通り説明した後にもまとめてお伺いしたいと思います。

次に1ページめくっていただきまして、2－3ページの目次でございますが、項目は変更しておりませんが、タイトルが「素案」から「原案」に変更になったのと、文章スタイ

ルの行間を変更した関係で2ページ以降、ページが1ページずつずれております。

次のページをめくっていただきまして、2－4ページでございます。南白亀川水系の概要の右下の赤字の部分を今回新たに加筆しております。治水に関する現状と課題について。素案では流域の地盤沈下や内水被害に関する記述が入っておりませんでしたので、新たに加筆いたしました。また、洪水被害実績の表につきましては平成元年と8年の情報しか載せておりませんでしたので、一昨年の平成16年10月の台風22号の洪水の情報を追加させていただきました。

次に、4ページほどめくっていただきまして、2－5、2－6、2－7については変更ございまして、2－8ページでございますが、第2章の河川整備計画の目標に関する事項についてですけれども、先ほど「はじめに」で加筆した内容を受けまして整備目標の実現に向けた基本理念を3行ほど赤字で追加いたしました。

読み上げますと、

今後の南白亀川の河川整備を進めていくにあたっては、これまでの河川管理者のみによるハード対策だけではなく、沿川自治体や流域住民が計画・実施段階から維持管理に至るまで積極的に参画し、以下の目標の実現を目指します。

という内容でございます。

また、特に赤書きしておりませんが、下の計画対象区間の図について一部準用河川の表記が間違っておりましたので、実際の状況に合わせた追記、消去をしております。

次に、2－9をめくっていただきまして、2－10ページ目でございますが、右下に2－4－2項、「河川環境の整備と保全に関する事項」の中で、水質観測に関する記述についてですが、ただ水質観測を行うだけではなく、より適切な水質管理に向けて、必要に応じて水質観測地点の見直しを行っていく旨を加筆いたしました。

次に、2－11ページでございます。3－11ページの3－1－3項でございますが、「河川工事の施行の場所」という項目ですが、その前段に河川工事の順序に関する記述を加筆いたしました。「河川工事にあたっては、水系内の治水安全度のバランスに留意して、原則、下流から順次、河道改修を行います。なお、調節池についても建設を進めていきます。」というふうに修正をしております。

次に、1ページめくっていただきまして、右下の2－12ページでございます。こちら

については赤目川のB池の容量の数値が入っておりまして、従前の「87,000」という水理計算値表記だったものを施行後の公称値であります丸めた「90,000」に赤書きで修正いたしました。

次に、2-23 ページの次の2-14 ページでございますが、このページはA3でございますので、1 ページ前の2-13 と2-14 を見比べたいと思います。2-13 ページのものを2-14 で修正してございまして、大きな変更点といたしましては、箱書きが左上にあります。その中の「流域市町村等と協働で行う対策」で、1 ページ前の2-13 ページと見比べていただきたいのですが、前は治水に関する流域対策しか記載しておりませんでした。今回は環境や維持管理に関する対策メニューも記載させていただきました。あと、細かい修正点といたしましては、図中の事業名や事業期間、それに最新の情報を更新したのと準用河川の表記や修正、それから凡例にない水門観測所のマークを削除しております。2-14 ページの説明は以上でございまして、次に2枚ほどめくっていただきまして、2-16 ページでございますが、南白亀川の計画流量配分図という図面がございますが、図の左下に流量配分を決定した対象洪水の規模を明記したのと、あと、図中において内谷川の流量配分や赤目川B池の容量の表記、また各準河川の河川名の表記を修正いたしました。

次に、2-17 ページと18 ページでございますが、こちら2-17 が前で、2-18 が改正した図面になってございますので、見比べながら御説明を伺っていただければと思います。各断面、順番に変更点を申し上げますと、まず一番上の南白亀川下流部の断面ですが、まず两岸の高潮堤防高を将来的な「T.P. 4.0m」ではなく、実際に整備計画において施行する「T.P. 2.5m」と表記いたしました。また、黄色で示しております河川管理用道路に関するコメントにおいて、今まで「散策、釣りに利用」に加えて、いかだ上り競争を考慮し、イベントに利用する旨を加筆させていただきました。

次に、左下の赤目川中・上流部の断面でございます。河道の平水位をかんがい期の堰の湛水位といたしました。また、河道掘削に伴う地下水環境の対策を行う旨、緑色のコメントを追加いたしました。あと、細かい修正点といたしましては、実際に現地調査で確認されている代表的な生物種の漫画を図中に記載したものと、先ほど2-14 ページで修正した内容を踏まえまして、左側の「河川環境に配慮する事項」として記載している箱書きの内容を若干修正させていただいております。

2-18 ページの説明は以上でございまして、次に1ページめくっていただきますと、

2-19 ページでございますが、「河川の維持の種類」の中で、浚渫する理由として「河口閉塞などにより」という文章を加筆したのと、「河川管理施設」に関する記述の中で、洪水時等において河川水位が下がりにくいという南白亀川の特徴を踏まえた維持管理行為について加筆してございます。読み上げますと、「また、かんがい期や洪水時に河道水位が高い状態が長時間継続するため、必要に応じて、浸透に対する堤体の調査や補強対策を行います。」というふうに修正させていただきました。

次に、1 ページめくっていただきまして、最後の2-20 ページでございます。前回の素案において「環境及び地域の連携」としていた項につきまして、小項目を「環境・維持管理及び地域主体で行う事項」に変更してございます。また、記載内容につきましては、先ほどの議事の1 番目、第5 回委員会における意見の確認において出てきた水質問題やゴミ問題、植生管理の維持管理行為や動植物の生息・生育環境の保全、それら流域主体で取り組むべき対策の地域連携のあり方など、今後の南白亀川の川づくりのあり方に関する基本理念を踏まえて全体的に修正してございます。

まず、水問題に関して前回の素案では「流域市町村と協同」というように、あくまでも河川管理者が主体というスタンスでしたけれども、今回の原案では「流域市町村は河川管理者と協働で」というふうに、流域市町村が主体で行う対策については流域市町村を主語として記述に修正を加えてございます。

また、後半部分については全体的に修正しておりますので、読み上げさせていただきます。

また、堤防沿川の植樹や休耕田・河畔林等の保全に取り組み、流域と河川一体となった生物生育環境の保全・再生を図っていきます。

さらに、河川管理者が行う定期的な除草以外について、住民やボランティア団体へ器具の貸し出しを行い、堤防除草を支援する体制を整えます。

水質浄化やゴミの不法投棄に関しては、教育現場からの啓発を行うために教育委員会と連携を図り、水質調査の実施やゴミ拾い活動を行います。

こうしたソフト施策を充実し、住民一人一人の意識の向上を図ることにより、流域全体の環境美化に取り組むしくみを構築します。

といたしました。

議事の２つ目の河川整備計画の素案からの変更点につきまして説明させていただきましたが、御指導のほどよろしくお願いいたします。

○石川委員長　ありがとうございました。

それでは、今の案の修正ですね。これは前回いただいた御意見に基づいて修正したということですが、これについて御意見、御質問をお願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員B　とてもよく整理されたと思います。それだけです。

○石川委員長　ありがとうございます。

いかがでしょうか。

事務局の方から何か……。

○事務局（長生地域整備センター）　それでは、先ほどD委員様からいただいた提案につきまして、事務局の方から３点ほど御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（長生地域整備センター）　お手元にも配付してありますけれども、メールの本文を朗読させていただきます。

お送りいただいた資料を読ませていただきました。

D委員の意見を以下に申し上げます。

１．EM活用による水質浄化、ヘドロ減量策は今や全国展開になりつつあります。河口のヘドロは毎年１千円以上のお金で浚渫しています。EM活用で１０分の１くらいの費用で処理できるのではないかと思います。

上流、中流域での生活雑排水の公共下水道施設および合併浄化槽の活用が根本的な解決ですが、財政難でなかなか進みません。

２．地盤沈下問題は国内エネルギーの選択、旭ガラスなどの経営になどにもかかわる問題です。国レベルの問題なのでその旨答申書に記入できればと思慮されます。（元禄級津波との関係もあります。）

３．リュウノヒゲによる法面の保護について、改修時のチャンスを活かしていくべきとおもいます。

幸い山武整備センターは大網駅のところで活用していただいていますので効果の評価が可能と存じます。リュウノヒゲの生産は空き地を利用するならば非常に安いコストで

入手可能です。

以上、よろしくお願い申し上げます。

という文面でございます。

○石川委員長　というD委員からの御意見をちょうだいしております。

今回計画そのものは、個々の具体的な、例えば植生で何を使うとか、そういったことをここで決めるのではなくて、1つの方針といいますか、河川整備のシステムを計画で決めさせていただいて、次にそのシステムで部会というのが提案されていますが、そこで具体的にどういう場所に何をするという案が練られて、またこの席へ戻ってくるという仕組みでございます。

それで、このD委員の意見は、これは前から提出されているものですけれども、部会での検討でまたぜひ反映していただければと思います。

特にEM菌の件は、この委員会では賛否両論ありますものですから、これを今文章化するということとはできない。具体的に、ほかにのところで実際に使われた結果などを見ながら考えていくというものだろうと思います。

それから、3番のリユウノヒゲも同じようなふうに、これは部会の方でまたぜひ検討を具体的にさせていただければと思います。

2番の地盤沈下の問題は非常に重要で、かつ河川の問題に実は限らないことでございます。いろんな意味で大きな環境の変化を産業がもたらしめているわけですが、これはまた一方で地域の経済、産業の非常に重要な要素にもなっているプラス・マイナスの事柄でありますので、河川の側から一方的に地盤沈下して安全度が下がるからというものでは多分ないだろうと思いますが、これにつきましては行政の方でより広い視点から検討していただくことが期待される項目でございます。

ということでございますが、このほかに新しい案について御意見、御質問、お願いしたいと思います。

基本的には先ほど最初にこういう方針でという事務局の第5回委員会以降の検討から出た方針に従って該当するところを書きかえたということでございますが、特に大きな点といたしますのは、ボリューム的には前書きをつけたというところと、それから一番最後の項目ですね。2-20 ページ、これはこの委員会の考えといいますか、つまり通常の河川整備計画ですと、役所が何をやるかということが主体的で、それを中心に書かれるわけでは

けれど、ここでは、その後、地元としてどういうふう維持管理していくかという議論が非常に活発でありましたものですから、その特徴を今度これを読まれる方たちがわかりやすいように整とんしてみたということでございます。

よろしいでしょうか。

大体前回ちょうどいした意見に沿って書き直しているものですから、余り御異論はないだろうと思いますが、もし後でお気づきの点があればいつでも意見をちょうだいしたいと思います。

(3) 整備計画立案後のフォローアップについて

○石川委員長　さて、それで次の議題なのですが、つまり計画案というのはこういうふう文章で書かれて、一種の総論です。今後こういうふうにするという1つの基本的考えがまとめられておりますが、具体的にどうなるというのはその後のフォローアップ、私ども委員会では今後部会という組織を並行して立ち上げてやっていこうというところで、そこをどういうふうにするかによって将来が随分変わってくるわけですが、それについての原案が事務局から資料として出されておりますので、次にそれを御説明いただきたいと思います。

○事務局（長生地域整備センター）　ありがとうございました。

ただいま御説明いたしました河川整備計画の原案でございますけれども、資料－3の中で、私が今申し上げました最終的な「二級河川南白亀川水系河川整備計画（原案）」という中で赤書きで修正されたものがまとめてございますのでごらんになっていただきたい。そして、原案という形に考えていきたいと思っております。また後ほど御意見がございましたら、今委員長がおっしゃっていただきましたように、また御検討していきたいと考えております。

それでは、次の資料－4をお開き願いたいと思います。整備計画立案後のフォローアップについて御説明させていただきます。

右下に4－1ページと打ってございますので、ごらんいただきたいと思います。

左側に今後のフォローアップに関する基本方針と検討の流れのイメージ図を、右側に南白亀川を取り巻くさまざまな主体間の連携、協働体制のイメージを示してございます。

では、基本方針を読み上げさせていただきます。

（１）でございますが、「整備計画立案後も南白亀川流域委員会を継続して実施するものとし、計画の実施状況の確認（モニタリング）を行う。」

（２）ですが、「整備計画の記載項目を個別に分類し、流域市町村と協働で「作業部会（ワーキンググループ）」を立ち上げ、検討を進める。なお、作業部会のメンバーについては、現幹事会メンバーを中心に流域市町村担当者より人選するものとし、必要に応じて学識経験者を加える。」

（３）ですが、「作業部会において、目標年次（整備計画立案から 20 年後）までに整備目標を実現するための「実行計画」を立案する。（具体の対策の検討、各対策の実施スケジュール、段階的な達成目標など）」

（４）ですけれども、「作業部会における検討結果を事務局で集約し、流域委員会において皆で確認・評価する。また、評価した結果を作業部会の実行計画にフィードバックするとともに、必要に応じて「整備計画」自体の見直しを行う。」

以上の基本方針を踏まえまして、平成 18 年度以降の南白亀川流域委員会の作業部会における検討の流れのイメージを左下に示してございます。

作業部会における検討項目としては、治水と利水、環境、維持管理の大きく 4 項目が考えられますが、各項目の検討メンバーがかなりの割合で重複することが予想されます。また、これらの検討項目は相互に密接な関係がありますので、横断的に理解することが重要であると考えます。それによりまして、双方メリットがあると考えられることから、作業部会は検討項目別に分割せずに、1 つの部会の中ですべての項目の検討を行っていきいたいというふうに考えてございます。

右側の図ですけれども、南白亀川を取り巻くさまざまな主体間の連携、協働体制のイメージを示してございます。南白亀川における主体としては、大きく 4 つ考えられ、1 つ目は、現在の南白亀川流域委員会の事務局である河川管理者の千葉県、2 つ目は現在の幹事会主要メンバーでもある茂原市、東金市、大網白里町、白子町、長生町の 5 市町村、南白亀川の流域市町村ですね。3 つ目は小中川をきれいにする会を初めとする市民団体のほか、地元の教育委員会や商工会といった市民団体、それから 4 つ目は流域住民という形で分けてございます。今後南白亀川の川づくりを進めるに当たりまして、これらの 4 つの主体相互に資材や人材の支援、情報の共有といった連携を密にしていく必要があると考えます。

特に水質問題やゴミ問題、植生の維持管理等、今後流域市町村との協働、あるいは市民

団体や流域住民主体の実施可能な対策については千葉県や流域市町村による支援体制の確立がその対策の進捗に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

このような背景を踏まえまして、具体的に南白亀川において市町村や市民団体、流域住民主体で進められそうな対策としてどのような項目が考えられるか、またそれぞれの項目における主体、作業内容、千葉県、あるいは市町村からの支援内容を次のページ、4-2ページに整理してございます。また、4-3ページよりこれらの項目に関する他の河川の実施事例を整理しておりますので、説明をさせていただきたいと思います。

まず治水関係についてでございますけれども、4-2ページの表の上から順次説明させていただきますと、まず治水に関しては流域市町村にお願いできそうな項目として、洪水時の写真撮影や洪水時の水位記録が考えられます。洪水時の写真や洪水時の水位記録は水害情報として非常に重要な情報になりますので、現状で河川管理者と担当者だけが実施するには人数に限りがあり、なかなか調査が難しい点がございます。洪水時、そして流域内横並びでリアルタイムで最も被害が大きいときの写真や水位記録はなかなか収集することができないので、これらの情報に関しまして、市町村や流域住民の方々に役場や家の周りの浸水状況を撮影してもらったり、柱や壁などに最高水位の目印をつけてもらうなどによって貴重な情報が得られることができます。

次に、環境の問題でございますけれども、水質調査、生物調査、堤防の植栽、魚などの放流などが考えられます。

水質に関しましては、千葉県で行っている水質観測以外に茂原市や小中川をきれいにする会が行っている水質調査もありますが、今後は教育委員会を通じて地元の小学校に協力してもらい、環境学習の一環として簡易的な水質調査を行ってもらうなどの働きかけが考えられます。

なお、表の一番右の欄に事例ナンバーを記載しておりますが、これが次のページ以降の事例に適合しておりますので、後ほど説明をさせていただきたいと思います。

この水質調査に関する千葉県や市町村の支援内容につきましては、水質調査器具の貸し出しが考えられます。

生物調査についてですが、さきの水質調査と同様に教育委員会を通じ、地元の小学校に協力してもらい、環境学習の一環として生物調査を行ってもらうことが考えられます。その場合の支援内容といたしましては、学識経験者や県の博物館の学芸員等に協力をお願いいたしまして、生物調査の出張講師などをしてもらうなど、人材支援が考えられます。

また、さきの水質調査に関連して環境省では水生生物を用いた簡易水質調査を全国的に展開しておりまして、他の河川の事例を見ても環境学習の一環として水生生物調査と水質調査をセットで行うケースが多々見受けられます。これらの事例についても後ほど説明させていただきますと思います。

次に、堤防の植栽についてですが、これは現状でも小中川において小中川をきれいにする会やリュウノヒゲの植栽が行われておりますが、支援内容としては植栽の手伝いなど人材、道具の支援が考えられます。

次に、魚などの放流についてですが、漁業協同組合と協働して、住民や子供たちに魚の稚魚の放流をしてもらい、河川愛護の精神をはぐくむことが期待できます。これについても放流の手伝いなど人材の支援が考えられます。また、魚以外にもホタルの幼虫の放流なども考えられます。

次に、大きな3つ目の項目として維持管理ですが、ゴミ拾い、草刈り、堤防点検などが考えられます。

まずゴミ拾いについてですが、現状で小中川をきれいにする会が定期的に小中川の清掃を行うなどの活動が見受けられますが、これらの支援内容として、ゴミ袋や清掃道具の貸し出し、ゴミ回収車の手配、ゴミ拾いの人材支援などが考えられます。

次に、草刈りについてですが、ゴミ拾い同様、市民団体や流域住民のボランティアに定期的に草刈りをしてもらうことが考えられます。また、支援内容としては、草刈り機や草刈り用の鎌などの道具の貸し出し及び人材の支援が考えられます。

次に、堤防の点検についてですが、河川管理者による河川巡視以外に、流域住民がふだん散歩しているときなどに護岸の崩れた箇所等を見つけたら河川管理者に連絡してもらうことなどが考えられます。支援内容としては、そのための連絡窓口を設けることが必要かと考えられます。

最後に、利水関係でございますが、南白亀川で考えられる項目といたしましては、渇水や水質事故などの連絡、そしていかだ上りなどの河川空間の利用状況の調査が考えられます。渇水や水質事故に関しましては、見かけたら連絡してもらうほか、カメラがあれば写真撮影して提供してもらうなどの情報提供が考えられます。支援内容としては、さきの堤防点検と同様に、河川管理者側でそれらの連絡を受ける連絡窓口を設けることが必要かと考えられます。

次に、河川空間利用状況についてですが、いかだ上り等の空間利用状況の写真を提供し

てもらふほか、任意の時間帯における河川利用者数の調査などが考えられます。支援内容
といたしましては、利用者数の計測のためのカウンターの貸し出しなどが考えられます。

以上が南白亀川で考えられる市町村、市民団体、流域住民が主体となって進める対策の
案でございますけれども、次のページから他の河川における事例を整理してございますの
で、説明をさせていただきたいと思います。

事例の1番目ですけれども、大阪の寝屋川の実例ということで、4－3ページに事例－
1として記載してございます。なお、これ以降の実例につきましては、いずれもタイトルの
下に記載しておりますアドレスからホームページにアクセスして、そのホームページの
画面よりいただいているものでございますので、申し添えさせていただきます。

この左上のゴミ拾いの写真、左下は源流の森林間伐の写真、右上は植栽工事の写真でご
ざいます。いずれの活動についても住民参加のボランティア中心で行っておりまして、植
栽工事について、植生材料、河岸材料、業者等も企画に参加して行われているようです。
また、森林間伐についてはヘルメットやのこぎり等の道具の貸し出しといった支援が行わ
れているようでございます。

次のページに事例－2ということで、北海道苫小牧、高知県の四万十川の実例が書いて
ありまして、こちらについても協働でゴミ拾いをしている事例や、四万十川ではウナギの
放流を行っている事例でございます。

次に、事例の4番目でございますけれども、横浜市の早渕川でございまして、こちらにつ
いても地元の小学校と協働で河川清掃、ゴミ拾い等が行われている事例でございます。

次に、事例の5番目でございますけれども、こちらにつきましては新潟県の常浪川、矢
沢川の例でございまして、やはりゴミ拾いやヤマメの放流、それから除草などの事例が記
載されてございます。

次に、事例の6番目でございますけれども、愛知県の矢作川の実例でございます。こち
らについては、矢作川における水質の調査、それからゴミ拾い、ホタルの飼育・放流、そ
して魚類の調査の事例が記載されてございます。

事例の7番目でございますけれども、三重県鈴鹿市の稲生小学校のホームページでござ
いまして、こちらはゴミ拾いのほかに簡易水質調査を実施している事例でございます。

次に、事例の8番目といたしまして、山形県の最上川。これもCODバックテストによ
ります簡易水質調査の事例を記載いたしております。

事例の9番目でございますけれども、水生生物を用いた水質調査ということで事例を挙げ

てございます。こちらにはカゲロウやサワガニといった特定の水生生物がいる・いないの判定によりまして、簡易的な水生生物調査によりまして、その調査結果から水の汚れの程度を判定するといったようなやり方でやっている例がここに記載されていている事例でございます。

次に、事例の 10、11、12 番目でございますけれども、これらにつきましては、アダプトプログラムというようなことで新しい取り組みみたいな形ですが、アダプトプログラムの事例でございます。アダプトとは養子縁組のことというような意味なのだそうですが、こちらで河川の一定区間の清掃や草刈りなどの維持管理の区間を担当する市民団体、あるいは企業、住民が行っていくような内容の行為でございます。

事例の 13 ページ、14 ページでございますけれども、こちらにつきましては南白亀川近傍の市民団体の活動の事例でございます、4－13 ページでございますが、南白亀川近傍の事例として、左半分に小中川をきれいにする会の活動事例を、右半分に美して作田川を守る会の活動事例を記載いたしました。

小中川をきれいにする会ですけれども、左上に示すように、小中川全域及び南白亀川の中・下流において水質調査を実施しているほかに、左下に示しておりますように、月 1 回の清掃活動やホテル鑑賞、それからいかだ上り競争への参画、瑞穂小学校の総合学習を行うなど、市民団体と流域団体が協働して対策を行っている事例が左側でございます。

また、美しい作田川を守る会の事例といたしまして、河川近傍に居住する住民を水質モニターとして選定して、定期的に水質調査を実施しております。

以上が近傍の事例でございます。

最後に事例の 15 番といたしまして、長生・山武地方における環境教育の事例ということで記載させていただきました。これを見ますと、理科や総合学習の授業において生物調査を実施していく事例が幾つか見受けられます。環境学習の観点からは、ただ調査を試みましたがという理科の要素だけではなくて、その結果が社会的にどのように役立っているかなど社会科の要素が重要ですので、南白亀川流域においても今後は総合的な環境学習が行えるような地元教育委員会との連携体制の確立が重要ではないかと思われます。

今までが事例の紹介でございますけれども、これらの他の河川で行われている事例を踏まえまして、もう 1 度 4－2 ページを見てほしいのですが、A 3 の 4－2 ページでございますけれども、南白亀川流域において考えられる市町村、流域住民主体で進める対策についての委員の皆様から意見がまたいただければありがたいというふうに考えて

おります。

以上が南白亀川流域の進める対策と全国の事例について御説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いします。

○石川委員長 ありがとうございます。

今御説明いただいた内容は大きく2つあるわけですが、1つは、今後この委員会を出した方向、方針に従って、具体的に何をどうやっていくということを審議する場所が必要になってくる。それをこの4－1ページに書いてあるような形でつくったらどうかという、そういう内容でございます。

2つ目は、これはまたその部会の中でさらに具体的な審議されますが、方向的に地域の方たちがここに参加していくとしたら、こんなようなことが現在のところ考えられるのではないかという提案でございます。

まずこの4－1ページのフォローアップの流れというところから審議していきたいと思いますが、御意見、御質問、お願いいたします。

前回での事務局の案は、行政を中心として、この流域委員会とはかなり独立した形で実施案をつくる機関を設けましょうということであったわけですが、今回実質的にそれほど大きな違いは生じないかもしれないのだけれど、やはり整備計画を立てたこの委員会と連動する形で作業を進めていったらどうかと、そういう案です。

もう1つは、前回ですと、検討項目、5つぐらいに分かれています。これがそれぞれ主にだれがやると書いてあったわけですが、しかし、非常にインターアクションは強いわけですね。例えば治水である工事をしてしまうと環境のこういう要素が失われるといったお互いの関係があるものですから、やはり全体として議論するという方針、その中でもある程度専門的に考える人というのは当然出てくるでしょうけれど、形としてまず全体的に議論できるようにしておかなければいけないだろうということで4－1ページの左側にあるような絵がかかっているというわけでございます。

○委員B これだけの組織をもう1つ立てるとするとかなりのメンバーになると思うんですが、その辺の見当というのはいかがなものなのでしょうか。

○石川委員長 では、事務局の方から大体こんなようなところから、このぐらいの人数の人が出てきてやる予定だということの御説明をお願いいたします。

○関野長生地域整備センター調整課長 作業部会のメンバーの関係でございますけれども、先ほど申し上げましたように、南白亀川流域委員会の幹事会という会がございますけれど

も、主に幹事会のメンバーを中心に自治体の皆様方、それに必要に応じて学識経験者等をメンバーの中に入れていただいて、立ち上げていきたいというような考え方でございます。

○石川委員長 具体的に例えば県のこういう専門の方がこのくらいとか、各市町村からこういうような立場の人だとか、幹事会を母体にするとしたら大体形が見えているわけですか。具体的な少し御説明いただけるとありがたいんですが。

○事務局（長生地域整備センター） 現在幹事会のメンバーといたしましては、関係自治体の皆様方と河川管理者、河川管理者でも県庁と出先機関のメンバーで、現在の段階では16名が幹事会のメンバーになっております。そのほかに具体的な人数はちょっと把握できませんけれども、内容によって学識者といいますか、経験者といいますか、市町村から推薦される方とか、そういうものを幹事会の中で議論して人選していったらいいのかなというふうに考えてございます。

○石川委員長 ですから、幹事会から作業部会というふうに形を変えたときに、そこに特色を持たせるためには一番最後に言われた部分ですね。まだ決まっていないだろうと思いますがけれども、しかし、要は地域と行政が連携しながら、河川、川づくりとか維持管理とかやっていくというコンセプトですから、幹事会そのものは行政の人がほとんどいいですか、全部ですね。ですから、もう片方のサイドがどういうふうになるかによって行政と地域の連携がどうなるかが決まるわけで、その辺、もうちょっとイメージがあれば述べていただきたい。

○事務局（長生地域整備センター） 具体的には教育委員会の方とか、市民団体の何々を守る会とか、あとは地域の自治体の中につくられている団体とか、そういうところを幹事の中から推薦または提案していただいて、メンバーの構成を考えていけたらと考えています。

○石川委員長 どうでしょうか。今のようなお答えでイメージが……。

○委員B ありがとうございます。まだこれからだと思いますので……。

○石川委員長 これはいつごろできるものなんですか。

○事務局（河川計画課） 時期についてはまだ確定しておりませんが、できるだけ早く立ち上げて、もう早速、準備段階でございましてけれども、具体に向けて、正式な会議としなくても、担当者レベルで調整したいと思っております。

○石川委員長 もう1つ今の件に関連して重要なのは、この図の右と左のつながりですね。

ですから、左の委員会でそれぞれの委員の方たちが御発言されて、今、文章としてつくられてあるものを具体化するに当たって、作業部会で考えられたことをまたこの委員会でお示しいただいて、フォローアップができているわけですが、それがいつごろ、どういう形でコミュニケーションが2つの間でなされるだろうかとか、あるいはこれは数年この体制が続くわけですが、どのくらいの頻度でこの2つの組織がコミュニケーションするかというあたりはどうでしょうか。

○事務局（河川計画課） 現在のところ、最終的には1年に1回ずつ、計画を立てたことに対して進捗といいますか、どれくらいいったかということで、基本的には1年に1回程度開ければと思っております。

○石川委員長 という姿のようですが、いかがでしょうか。

○委員B 通常こういう作業部会といいますか、実際にこういうことをやろう、ああいうことをやろうというのは、結構各団体で独自性がある、個々ばらばらにやられる例が多いのですが、これ、非常にすばらしいことだと思いますので、連携した全体の動きの中で個々に何をやっていくかというのはこれから十分練っていただいて、すばらしい部会をつくっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石川委員長 ありがとうございます。

流域の中で人々が連携してやっていくというポイントがここにあるので、なるべく早く具体的なイメージを御提案いただければと思います。

そのほかにどうでしょうか。

○委員C 私は小中川の地元に住んでいて、池田というところなのですが、ここにあります治水とか利水とかことについては、区長さんがおりまして、その人たちが町に即連絡して対応していると思います。

維持管理ですけれども、ゴミ拾い、草刈り、堤防の点検とかは、春と秋、草が出ますと全戸が出て草刈りをして、女の人たちはゴミ拾いをします。それは年2回やっています。地区ごとには老人会というのがありまして、今現在も毎月会を開いております。婦人会も年4回ゴミ拾いをしています。あと、各地区で民謡の団体というのがありまして、大網は小食土から白里海岸まで、それは年に1回ですけど、朝6時に起きまして、自動車が走らないときに地区ごとに全員でゴミ拾いをやっています。小中川の道路を全部やっております。そういう団体がありますので、区長さんとか区長の代表とか、そういう人たちをその作業部会に入れたらどうなんでしょうか。提案でございます。

○石川委員長　ありがとうございます。

作業部会をつくるときに余りに人数がふえてしまうと実質的な議論、集まっていただくのは大変かもしれませんが、今、そういうふうに行われているからこそこの流域では河川整備計画の中にこういった要素を積極的に入れようとしているわけですから、特に具体的にそういうことで携わっている方たちの意見などがうまく作業部会に伝わるような、そういうシステムとその流れの中で一体どういう人に入っていただくかということのをうまく設計してください。

ありがとうございます。

○委員C　今、南白亀川をきれいにする会というので、小学生がポスターをかいているんですね。それが大網白里町の玄関にいつもあって、賞を与えているんです。この中に各学校のそれを載せていただけたらと思います。そうすれば子供たちもフナとかエビとかザリガニとかの絵がすごくそのポスターに載っているんですね。そういうのをここにひとつ載せていただけたらと思います。それは全地区でやれということではありませんけれども、子供たちがきれいにするということで、缶を捨てたり、そういう絵をいっぱいかいてあるんです。それが参考になると思います。

○石川委員長　今ここにおっしゃったのは、4－2ページのところ……。

○委員C　はい。

○石川委員長　なるほど。

今おっしゃられた意味は、ここには割と具体的に川の中で何かやるということですが、そのほかに、要するに川の大切さとか、川の楽しさとか、そういったものを社会にアピールして、みんなが川をきちんと考えていこうというところで役に立つだろうという、だからここに項目として考えられるということですね。

○委員C　はい。

○石川委員長　こういうのは県は学校教育の中でそういったいろんな項目について絵とか模型とかそういったもので何かやっているのでしょうかね。

私が住んでいるところだと、例えば衛生環境とか、火事を起こさないようにとか、そういうのでいろんな項目でポスターが募集されて、それが県の中で表彰されたり何なりして、いろんな広報に載るというようなこともありますけれど、河川関係で何かこちらであるのでしょうかね。

○事務局（河川計画課）　直接担当ではないのでよく把握はしていませんが、隣とかの

仕事を見ていると、土砂災害防止月間のポスター募集とか、海岸関係で小学校から絵を募集したりして、それで審査をして、優秀賞とか決めているような催しについては河川管理者とか海岸管理者みずからやっていることはございます。

○石川委員長 今回この作業部会でいろいろ計画をされて、具体的に実行されていく過程で、今までやられていないけれど、新たに今のようなものをこの流域の中でつくっていくとか、そういったこともあるかもしれませんね。一般的にそういうものが世の中にある程度あるかもしれませんが、それに対して推薦をするとか、いろんなPRの方法があるかと思いますが、それはまたぜひ可能性を御検討ください。

ほかにいかがでしょうか。

それから、今の4-1ページの右側の絵ですね。矢印がいっぱいあります。ここには主に4つの集団があって、県が河川管理者ですね。それから、流域市町村。それから、流域内の市民団体など。それと流域住民。これは必ずしも組織化されていなくても、住んでいる方たち。部分的には地区ごとにいろんな会合などで組織化されている場合がありますが、そういったものの間の矢印は依存関係か、あるいは情報のやりとりか、ちょっとわかりにくい絵であるわけですが、よく見るとおもしろいと思うのは、例えば左上の県のところは外側が点線になっていて、中が赤い実線で、右側はオレンジの実線であるというように、何か微妙に線の種類を変えたり、色を変えたり、これはかかれた方のイメージがこもっているのか、これをかく上でのお考えがあったら少し説明をしていただけますか。

○事務局（河川計画課） 先ほど申された点線で囲ったとか、オレンジで囲ったとか、緑で囲ったというのは、それほど大きな意味はなくて、組織ごとに性格が異なりますので、その色分けということでございます。

それから、方向性については、見ると、全部方向性があるようで本当に何が何だかわからなくなってしまうのですが、基本的には人の流れとか、人材の流れとか、情報の流れとか、結局は組織ごとには4つほどに分かれておりますけれど、基本的には双方みんな流れが出てくるということで、このように何でもありという流れになってしまいますけれど、基本的には流れとしては密接に4つの団体がかかわってまいりますので、人材なり、情報なりの流れということで示しております。結果的にこのように基本的には密接に関係しますので、矢印の方向としてはこのような形になってしまったということでございます。

○石川委員長 矢印はあらゆる組み合わせがかいてありますから、これだけだと何もかかないのと同じですね。全部かいてある。この中で、例えば市民団体のこういうことに

対してはどこから話がくるとか、具体的なものが多分必要になるだろうと思うんですね。あっちこっちから連絡系統がたくさんあると混乱するばかりで、ですから、例えばこの作業部会で考えられたようなことが流域委員会でもまれて、最終的にこうしようというときに、どこからそれが具体的に市民団体の方たち、あるいは流域の単位に伝達されるかという、多分最初それを書こうとして、結局余り整とんされないで全部矢印がかかれたというような感じもあるわけですが、そういう情報の流れですね。あるいは作業の流れ。それをもう少し具体的に多分考えていく必要があるだろうと思うんですけれどね。

○事務局（長生地域整備センター） それでは、今いろいろ御指導いただきましたので、このフォローアップの流れについてももう1度考えをまとめてみまして、調整をさせていただければと思います。

○石川委員長 恐らくその際に次のページにある4-2にいろんな項目が挙がっていますね。これ以外にも考えられるかもしれません。先ほど御指摘があったようなこともあるかもしれませんが、こういった具体的なものについて多分それぞれ流れが出てくると思うんですね。それをうまく整理をしていただければよろしいと思います。

次に、この具体的な内容、4-2ページですが、事務局の方で地域の活動ということでリストアップしていくとこんなものが考えられると。そのうちの半分ぐらいについてはほかの流域で既に事例があるので、右側に書いてあるようなぐあいに紹介がついているというわけですが、これについて御意見、御質問があるでしょうか。

○委員B 余り他意はないのですが、植栽の作業内容のところに、堤防河岸の植栽で、括弧して小中川におけるリュウノヒゲと書いてあるのですが、多分これだけではなくて、もっといろんなものが出てくると思いますので、ここに書いたのは1つの例なのか、今現在進めている、実際に動けそうなのがこれだけなのかもしれないのですが、字数の関係でこういう表現になったのか、もしよければほかにも出てくるとすることも想定して、小中川におけるリュウノヒゲなどとか、あるいは全部を消すとか、何かそんなようなことにしておいた方が、何かこれに固執されてしまうような気がしますので、ちょっと心配というか、もっとほかのものが出てきたときどうするのかなという気がしました。

○石川委員長 そうですね。

いかがでしょうか。

○事務局（長生地域整備センター） 今回植栽につきまして現在行われている河川堤防の植栽について記載させていただきましたけれども、これからやっていく中ではいろいろな

これ以外のものが当然考えられると思いますので、この記述について、例えば堤防河岸の植栽等ということで、例として小中川におけるリュウノヒゲというような考え方にしたいと思います。

○石川委員長　これが1つの例だということなのですが、あえて書かなくてもいいとも言えますよね。

どうでしょうかね。今、富谷委員からは例とするか、あるいはとってしまうかというような御発言の内容で、私はここに入れるのはちょっと奇妙かなという気がしますが。

○事務局（長生地域整備センター）　それでは、この4－2の表の中からは、前回の説明の中で小中川のリュウノヒゲの関係が出てきておりますので、表からは削除して、堤防河岸の植栽等という形の中で修正をさせていただければと思います。

○石川委員長　そのほかにも括弧のある場所がありますね。下の利水。水質事故。濁り、魚の死骸など、これはよろしいですね。

それから、一番下に任意の時間帯における河川利用者の数の計測、これもなどでしょうか。考えられるのはこのくらいでしょうかね。それともなどとした方がよろしいですかね。

○事務局（長生地域整備センター）　こちらについてもなどということと考えさせていただければと思います。

○石川委員長　ただ、利用実態調査といったら、それで括弧書きがなくても通じるような気がします……。

では、それはもうちょっとお考えいただいて、改良していただくことにしましょう。

ほかにございますでしょうか。

○委員B　これももしできればなんですけれども、先ほどC委員さんが啓発みたいな内容について、確かに実質的なものは治水とか環境とかこういうものなんですけれども、そのほかにそういうものを広めて認識を高めていくというのは非常に重要なことだと思うんで、何かそういう啓発に対する項目みたいなものがあったりするのがいいかなと思うんで、御検討いただければと思います。

○石川委員長　そうですね。

先ほどC委員からもお話がありましたが、非常に重要なことなんですね。これも一応忘れないように、何か言葉を工夫してここに残るようにしていただくとありがたいのですが、どうでしょうか、事務局の方、お考え……。

○事務局（長生地域整備センター）　それでは、今の御意見に対しまして、4－2の一番

上の左の方に、２．「市町村・流域住民主体で進める対策について」の１、２とありますけれども、この主項目の中に啓発についての項目の文言を考えさせていただいて記入させていただければと考えております。

○石川委員長　そうですね。まず左上にある（１）（２）という文章の中に啓発という言葉を入れる。具体的にはまた考えられことが固まってきたら下に入れるというようにしましょうか。

ほかにどうでしょうか。

大体今までの委員会で出てきた項目をここで整頓して出てきておりますが、このほかにまだあるというようなことがあればぜひこの際お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

それでは、まだ議事としては今後の規約の話が残っておりますが、その前に今まで審議してきた大きく３つの項目がありますが、全体を通してどこでも、どれについてでも結構ですが、御意見をちょうだいしたいと思いますのですが……。

○委員Ａ　４－１のところの図の矢印の話が先ほど出てまいりましたが、ここに集まっておられる方は左上の流域委員会事務局及び関係者だと思いますけれども、私、例えば地域の自治会、あるいは先ほど区の除草作業の話にもちょっと触れましたけれども、そういう場に顔を出すと、川の底が１ｍ半ぐらい掘り下げられて、地下水が下がって植木畑の植木が枯れるのではないかとか、あるいは流路が変更になって、土地がここまで川になって、その代地をこっち側にもらうんだとか、あるいは土地の値段が変わって、買収のときに、工事を早くやったところは高く買われたのだけれど、今になったら下がってきたとか、いろんな話が聞こえてくるわけですがけれども、流域住民の方はそういういろんな利害関係があって直接ないしはそういう自治会の組織等を通じて、河川管理者である県の方に何らかのいろんなやりとりを通して情報が集まっていると思うんですね。そういう情報がどうなっているか、余り細かいところまで私たちが知り過ぎてもいけないのかもしれませんが、その概要でどんな住民からの声が概略としてあるのかというのをちょっと確認できればというのが、自治会の中に顔を出したりしていると感じたりしております。そういう情報を集めた上で先ほどの作業部会に、では、どういう人たちを持ってくれば腹の虫がおさまるのかとか、丸くおさまるのかとか、何かそんなのが見えてくるのかなという気がしたりもするのですが、以上です。

○石川委員長　今御指摘いただいた中で、最初の方に出てきた区、要するにここでは流域

住民で1つの丸でしかないわけですが、流域住民も当然地区ごとに組織化されているわけですね。あるいは職業ごとに組織化されていますから、行政が住民にアプローチする、あるいは住民が行政アプローチする場合に、そういう地域の中の組織的な情報の流れで物事が動いていくということが多分多いのだろーと思うんですね。ここで全体のシステムを設計していくときに、まずそういう視点が必要だろーと、そういう御指摘だと思いますが、もう1つは、この矢印、2番のより重要な今の御指摘ですね。矢印でかいてあるけれど、具体的にこの矢印にのってどういうことが動いているのかということですね。

普通、人間というのは文句があるときは言うけれども、満足しているときは言わないわけですね。ですから、あるときの意見だけ集めてきて、この人たちが意見があるのかいって、その意見だけで動き始めると、今まで意見を言っていなかった人が文句を言いに来るというようなこともあると思いますから、ある程度出てきた意見を総合しながら潜在的な意見も拾って情報の流れを設計していくという、かなり難しい作業になるわけですが、それを今回この作業部会の人選などに当たってはぜひ考えていただきたいわけですね。そのときに今、A委員からありましたように、具体的に一体どういう意見が今まで河川に寄せられて、それがどう処理されてきたかということですね。それを1つの判断の材料としてやっていただいて、次に、今度作業部会ができ上がって、またこの委員会とコミュニケーションする最初のときにでも、こういう考え方で作業部会ができたということを御説明いただければと思いますが、どうでしょうか。A委員さん、今の時点ではにわかに今の御質問に答えるのは事務局も大変だと思いますが、これから作業部会をつくっていく過程で多分そういった整理ができると思いますが、それをしていただいた上で次回またというようなことでよろしいですかね。

○A委員 何ていうか、そういう住民の方、あるいは農業、あるいは水産とか、いろんな地元で生きていらっしゃる方の意見というのは能動的には言わなくて、一緒に草取りしているときにふとぼろっとこぼす一言であったりとかで、吸い上げるのは難しい構造にあると思うんですけども、先ほどありましたけれども、この地域にあっては割合そういう自治会とか区の組織があって、寄り合いというか、そういう協働作業が行われているというのがあるので、そういうところから何か吸い上げやすいのかなという気もいたします。

○石川委員長 逆に今回ここで考えられているように、流域の人々が一緒にこの河川の維持管理に参加していくようなシステムがここで考えているような形で具体化してくると、よりスムーズに意見が上に上がっていくようになるだろーと思うんですね。ですから、今

言われた意見をどういうふうに取り上げてという話と、具体的に人々がどう作業にかかわるのかというのは、実は表裏一体の問題といたしますか、要するに循環的にうまく回転し出せば自然に成立するようなことだとも考えられますね。

ほかにいかがでしょうか。

今千葉県で河川整備計画というのは順次検討されているだろうと思いますけれども、ほかの河川ではどういうふうに進んでいるか、同じように、この委員会で重要だと考えているようなことがもしよそでも考えられていて、少し先行して具体的に事例ができているということがあればやりやすいわけですが、もしなければこの流域が先駆者で、初めてこういうことをやっていく。それも非常に結構なことなのですが、どうなのでしょう、千葉県の中でよそとの兼ね合いで考えたときに、ここで議論されている計画というのは。

○事務局（河川計画課） 流域懇談会が終了して、整備計画の委員会等が終了した川というのは、今現在、申請というところまでいきますと1本、平久里川という川が申請が終わっているところでございます。それから、懇談会が終わっているところというのは、5、6本ですかね、あります。そういうところはどうなっているかといいますと、懇談会というものは継続していて、その中でこのようなフォローアップ、こういうものはないのですが、逐次懇談会の中でただの問題点については報告している。そのときに問題があるようなことに対しては、例えば事業関係等については逐次そういう懇談会の中で説明しているという状況でございます。

ただ、このようにフォローアップ云々ということを前提としたものは今のところはございません。

○石川委員長 要するに住民が積極的に今後の川づくりに参画していくことがシステムといたしますか、組織的に計画されているという点では非常に珍しいということですか。

どうでしょうか。

ほかに御意見ございますでしょうか。

（４）規約の改正について

○石川委員長 それでは、もう1つ議題がございますが、つまり、この懇談会自体は今回で最後といたしますか、一たん計画をまとめるわけですが、この後、フォローアップ委員会で継続して、皆さん、あるいはさらに新しく作業部会などに加われる方から御意見をちょ

うだいしながらやっていくことになると思いますが、そのための規約の改正というのがございます。事務局の方からこれについて御説明いただけますか。

○事務局（長生地域整備センター） それでは、議事の４番目、規約の改正について説明させていただきます。

紙ファイルとは別紙の「南白亀川流域委員会規約（改正案）」をごらんください。今回改正した箇所についてはアンダーラインで示しております。

改正の目的は、先ほどの議事の３番目に説明にさせていただいた整備計画立案後の今後のフォローアップを踏まえて作業部会を設けることです。

第６条の改正内容を読ませていただきますと、

第６条 整備計画立案後のフォローアップのために、作業部会を設置する。

２ 作業部会は、幹事会構成員を中心に、流域市町村担当者及び必要に応じて学識経験者を加え組織する。

以上でございます。

○石川委員長 ありがとうございます。

ということで、今回こういう改正を行って先ほどの案として提出されていた新しい組織体制をつくるということでございますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、一応これは承認されたということでございます。

そ の 他

○石川委員長 そういたしますと、きょう審議しました事柄のうち、２番目が一番実質的に重要な整備計画の案を確定したということになるわけですが、もう１つ、次の資料－４に記載されている作業部会ですね。これが今後という意味では非常に重要になりますので、ただ、今回はまだ詳細については必ずしも確定されていない事項ですので、これをスケジュールをもし、概略でもいいですが、きょう見込みといたしますか、そのあたりを少し御紹介いただけると一応新体制に移行するということで今回の会議にピリオドを打てると思うんですけど、例えば何月ごろに作業部会というのができて、何月ごろにこの流域委員会

とコミュニケーションできるのかというあたりですね。その予定をお願いできますか。それほど正確でなくて結構ですが。

○事務局（長生地域整備センター） それでは、4－1 ページに示してありますフォローアップに関する今後流れのおおよその考え方でお許し願いたいと思いますけれども、年度明け、平成 18 年度になってから、メンバーの幹事会を行いまして、その幹事会の中で第 1・四半期ぐらいに方向性を決めまして、その年度内である程度の具体的なフォローアップの方針といいますか、そういうものを考えていかればよいかなというふうに考えておりますが、もう少し具体的に早くなれば努力はしていきたいと思っております。

○石川委員長 これは河川管理者、千葉県にお任せをすることであるわけですが、先ほど来この組織化に当たって御意見をちょうだいしましたので、この辺をよく考慮いただいて進めていただければと思います。

一応これできょう審議する予定であったものは全部終わりでございますが、予定ですと、5時までということになっておりますが、どうしましょう。

終わりでよろしいですか。

○事務局（長生地域整備センター） いろいろ御審議ありがとうございました。

その中でちょっと確認させていただきたいのですけれども、南白亀川の河川整備計画の素案に対して原案を説明させていただきましたけれども、原案については御了承いただいたということで、今後フォローアップについていろいろと検討していくという考えでよろしゅうございますか。

○石川委員長 そういうことですね。

○事務局（長生地域整備センター） それから、今回第 6 回の南白亀川流域委員会を行ったところですが、これの公開につきまして、委員会の資料関係について今後平成 18 年 3 月 1 日から年度内、18 年 3 月 31 日までの間に県庁の河川計画課、河川環境課、文書課、山武地域整備センター、長生地域整備センター、そして茂原市役所、東金市役所、大網白里町役場、白子町役場、長生村役場にて縦覧する予定で考えておりますので、よろしく願いいたします。

○石川委員長 はい、わかりました。

では、一応議事の方はこれで終了いたしますので、あと、事務局から何か連絡事項等あればお願いします。

閉 会

○司会 石川先生、ありがとうございました。

本日は長時間にわたりたくさんの貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

本日の貴重な御議論について参考にさせていただき、今後の検討に生かしていきたいと考えております。

また、来年度移行も整備計画のフォローアップということで引き続き委員の皆様には委員会への御出席をお願いすることになるかと思いますので、今後もお付き合いのほどよろしく願いいたします。

以上をもちまして第6回南白亀川流域委員会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。